



「静清だより」は、

国土交通省 静清国道維持出張所の情報誌です。

危険！！

道路には、落とし物がいっぱい・・・

静清国道維持出張所の管理する道路の延長は約113km。
毎日道路パトロールを行っています、道路には招かざる
“落とし物”がたくさんあります。

道路上では、ほんの小さなモノでも
大きな事故の引き金に！！



非常駐車帯も・・・

車線上にも・・・

中央分離帯も・・・

富士由比バイパスに、
せっこう

石膏ボード100枚が落下。

清掃に時間がかかり、やむを得ず

かなり長時間の車線規制となりました。



除草作業を行った後に草に隠れていた大量のゴミが
出てくることも！家電の不法投棄も後を絶ちません。

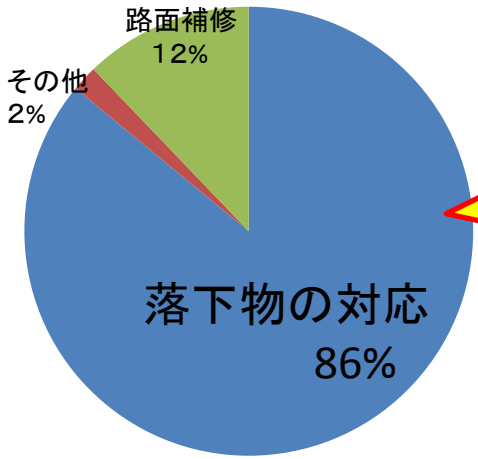


木材、布団、タイヤ、
プラスチックケース、
メッシュシート等々
多様な落下物。

交通事故に関係する
物件の場合もあるので、
一時保管をしますが・・・

ご覧の通り保管場所
はすぐに飽和状態に
なってしまいます。

道路パトロール3ヶ月分の対応数集計【平成28年度4～6月】



なんと！！
落下物対応が
全体の86%！！

静清国道維持出張所では、管内の道路を毎日パトロールしています。道路の「困ったこと」を発見し、その場で応急処置などを行いますが、その中でも、圧倒的に件数が多いのが落下物の処理です。



交通量の多い道路上での回収作業。多くの危険を伴います。

落下物は落とし主の責任です！（道路交通法第75条の10）

道路交通法

第七十五条の十 自動車の運転者は、高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、…(中略)…積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

罰則 三月以下の懲役又は五万円以下の罰金(第百十九条第一項第十二号の三) / 過失の場合…十万円以下の罰金(第百十九条第二項)

落下物は大事故の引き金に！！



- ・落下物が回収されるまでの間、後続車の交通に支障をきたす。
- ・処分作業にかかる費用(人件費、処分費)が甚大
- ・小さな落下物でも大事故の原因となる。 …等々

落下物は、**落とし主の責任**になります。荷物が落下しないよう、シートをかけ、ロープ等で固定をしてください。

道路の異状を発見したら…

道路緊急ダイヤル (無料)

緊急通報 #9910へ

24時間受付

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所

静清国道維持出張所 TEL 054(278)5181

〒421-1221 静岡市葵区牧ヶ谷2075